

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

千葉県公安委員会委員長 佐久間 英 利

千葉県公安委員会規則第7号

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第9条第12号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。